

食品安全委員会第66回会合議事録

1．日時 平成16年10月21日(木) 14:00～15:33

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について

(厚生労働省、農林水産省からの説明)

・添加物 酢酸 - トコフェロール(d体及びdl体に限る。)

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・肥料「鉍さいりん酸肥料」、「腐植酸りん肥」に関する食品健康影響評価

(3) 添加物専門調査会における審議状況について

・イソプロパノールに関する意見・情報の募集について

(4) 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について

(農林水産省からの報告)

(5) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 松本大臣官房参事官

農林水産省 伊地知大臣官房参事官、栗本衛生管理課長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

5．配付資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に関する食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「酢酸 - トコフェロール（d体及びdl体に限る。）」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

資料 2 - 1 普通肥料の公定規格の設定又は変更に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 2 - 2 平成 16 年度普通肥料の公定規格の改正案について

資料 3 添加物専門調査会における審議状況について

資料 4 牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について

6．議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 66 回会合を開催いたします。

本日は 6 名の委員が御出席です。更に、厚生労働省から松本大臣官房参事官、農林水産省から伊地知大臣官房参事官、栗本衛生管理課長に御出席していただいております。

それでは、本日、会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料、食品安全委員会第 66 回会合議事次第がございますので、ごらんください。

資料の確認を行います。

資料 1 - 1 が、「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に関する食品健康影響評価について」。

資料 1 - 3 が「『酢酸 - トコフェロール』の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

資料 2 - 1 が、「普通肥料の公定規格の設定又は変更に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料の 2 - 2 が、「平成 16 年度普通肥料の公定規格の改正案について」。

資料 3 が、「添加物専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が、「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」でございます。

お手元に資料がございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取についてでございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、我が国における牛海綿状脳症（B S E）対策につきまして、10 月 15 日付けで厚生労働大臣及び農林水産大臣から、また、添加物「酢酸 - トコフェロール」につきましては、10 月 14 日付けで厚生労働大臣から、食品健康影響評価の要請がございました。

最初に、我が国における牛海綿状脳症（B S E）対策についてでございます。本件につきましては、厚生労働省及び農林水産省の両省から御説明があります。

まずは、厚生労働省松本大臣官房参事官、よろしく願いいたします。

続きまして、農林水産省の伊地知大臣官房参事官から、よろしく願いいたします。

松本大臣官房参事官 それでは、先週金曜日、10 月 15 日に諮問させていただきましたものについて御説明申し上げます。

諮問表の写しにつきましては、資料 1 - 1 のとおりでございます。

それでは、資料の 1 - 2 に基づきまして、その諮問の考え方について御説明申し上げます。

まず、「と畜場における B S E 検査について」でございます。

まず、規制の現況といたしましては、食用を目的とした獣畜のとさつ解体につきましては、と畜場法第 14 条に基づきまして、都道府県または保健所を設置する市の公務員である職員であると畜検査員が行うとさつ前、それととさつ後の検査を得なければならないというようにされています。

また、とさつ前に神経症状を呈するなど、B S E が疑われる牛につきましては、と畜場法第 16 条に基づきまして、とさつ解体が禁止されております。

今回の見直しに当たります B S E 検査の対象ですが、B S E 検査の対象は、牛海綿状脳症対策特別措置法第 7 条第 1 項と、厚生労働省関係の牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第 1 条におきまして、月齢が 0 ヶ月以上、すなわちすべての月齢の牛ということで定めているわけでございます。

また、と畜場法第 16 条に基づきまして、B S E に罹患している牛を食用とすることは禁止されているほか、B S E と診断された牛は焼却処理また、と畜場の施設設備は消毒を行わなければならないということが定められているわけでございます。

都道府県におきます実施体制でございますが、ちょうど 3 年前、平成 13 年の 10 月 18 日から、牛のとさつ解体を行うすべてのと畜場におきますと畜検査に B S E 検査が導入されました。

それで、平成 16 年の 8 月 31 日までに、355 万 1,910 頭について検査が実施されております。

また、BSE スクリーニング検査で陽性となりました場合には、国立感染症研究所、帯広畜産大学、または北海道大学におきまして、確認検査が実施されまして、厚生労働省に設置いたしました「牛海綿状脳症に関する専門家会議」におきまして、確定診断を行っているということでございます。

課題と今後の措置でございます。「BSE 検査の対象月齢の見直し」についてでございます。

先般、食品安全委員会から通知されました、日本における牛海綿状脳症（BSE）対策についての「中間とりまとめ」の 4 の結論の（2）に次のように指摘されています。そのまま読み上げさせていただきます。

「検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象とした SRM 除去措置を変更しなければ、それにより vCJD のリスクが増加することはないと考えられる。しかしながら、検出限界程度の異常プリオンたん白質を延髄門部に蓄積する BSE 感染牛が、潜伏期間のどの時期から発見することが可能となり、それが何ヶ月齢の牛に相当するのか、現在のところ断片的な事実しか得られていない。ただし、我が国における約 350 万頭に及び検査において発見された BSE 感染牛 9 頭のうち、21、23 ヶ月齢の 2 頭の BSE 感染牛が確認された事実を勘案すると、21 ヶ月齢以上の牛については、現在の検査法により BSE プリオンの存在が確認される可能性がある。

一方、21、23 ヶ月齢で発見された 2 頭の BSE 感染牛における延髄門部に含まれる異常プリオンたん白質の量が、WB 法で調べた結果では他の感染牛と比較して 500 分の 1 から 1,000 分の 1 と微量であったこと、また、我が国における約 350 万頭に及び検査により 20 ヶ月齢以下の BSE 感染牛を確認することができなかったことは、今後の我が国の BSE 対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実である」。

と畜場における BSE 全頭検査は、先ほど申し上げましたように、13 年 10 月 18 日に始まりましたが、その当時、牛の月齢確認が困難であったこと、また、国内初の BSE 感染牛が発見された直後で検査をした肉としない肉が流通することへの強い不安があったこと等の状況を考慮して、全頭検査を開始したものでございますが、当該措置を講じてから、約 3 年が経過しようとしている現在、その科学的知見等の進展に基づいて食品安全委員会で行われた BSE 対策の検証結果である「中間とりまとめ」において今申し上げました指摘がなされたということ踏まえまして、と畜場における BSE 検査の検査対象を 21 ヶ月

齢以上とするということで、これは先ほど申し上げましたように、厚生労働省関係牛海綿状脳症特別措置法施行規則第1条を改正する。

なお、見直しに当たりましては、必要な経過措置を講じることとしております。

次に、「BSE検査法の開発」でございます。

「中間とりまとめの4の結論(3)におきましては、「検査法については、今後とも改良が行われるべきものと考えられ、検出限界の改善や、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべきであり、その中で20ヶ月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価について、今後さらに検討を進める必要がある。」と指摘されています。

これまでも、厚生労働科学研究におきまして、スクリーニング検査方法の開発とか、確認検査方法の感度の改善など成果を上げてきたところですが、「4 結論(3)」でも指摘されていますように、引き続きこれらの異常プリオン蛋白質検出技術の高度化につきまして検討しますとともに、諸外国におきます情報の収集に努めて、今後のBSE検査体制の充実に努力していくということでございます。

次に、「特定危険部位(SRM)の除去について」御説明申し上げます。

まず現状でございますが、平成13年10月18日から、と畜場法第9条及びと畜場法施行規則第7条に基づきまして、と畜業者には、牛の頭部、脊髄、回腸遠位部について、枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐように処理することが義務づけられております。その取扱いの詳細につきましては、全頭検査等が始まりました、平成13年10月18日の前日付けで、「食肉処理における特定部位管理要領」を通知を出しております。

同じく平成13年10月18日から、と畜場法第6条、同法施行規則第3条に基づきまして、と畜場の設置者または管理者は、牛の頭部等いわゆる特定危険部位を専用の廃棄物容器に收容して、焼却するということが義務づけられております。

なお、平成14年7月4日からは、牛海綿状脳症特別措置法第7条第2項及び、同条の第3項におきまして、上記措置が規定されているというところでございます。

更には、平成16年2月16日から、食品衛生法第11条第1項に基づきまして背根神経節を含んでおります牛のせき柱につきまして、食肉加工業者による食用への使用が禁止されているということでございます。

「都道府県における監督体制」でございます。と畜場におきましては、都道府県あるいは市の職員でありますと畜検査員が常駐して監督しているその下で、と畜場法に基づきましてSRMの除去、廃棄及び焼却が行われているということでございます。

また、背根神経節を含む牛のせき柱部位につきましては、食肉処理施設及び食肉販売施設におきましては、都道府県等の食品衛生監視員が食品衛生に基づきまして、定期的に立入検査を行いまして、法により正しく処理されているかという遵守状況の確認を行っているところでございます。

「課題と今後の措置」でございます。「中間とりまとめ」の「4 結論(4)」におきましては、「と畜場等における適切なと畜・解体の実施を通じて交差汚染を防止することは人のBSE感染のリスクを低減する上で重要である。このため、引き続き適正なSRMの除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築するべきである。」と指摘されております。

先ほど御説明申し上げましたように、と畜場におきましては、と畜検査員が常駐して監督する下、と畜場側の衛生管理責任及び作業衛生責任者の管理下で、日々、SRMの除去、廃棄及び焼却が行われておりまして、また、食肉処理施設及び食肉販売施設におきましては、都道府県等の食品衛生監視員の定期的な立入検査でより遵守状況を確認するという体制がとられているというところではあります。しかし、「中間とりまとめ」に指摘されておりますことを踏まえまして、これまでのことに加えて、SRMの管理状況につきまして、更に適確な検証が行われるようにするために、次に挙げておる①、②に示すような措置を講じることとしております。

まず①でございますが、SRM管理に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場におけるSRM管理の実態調査を定期的に行うこととし、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRMの除去・焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前のせき髄除去の有無、SRMの焼却方法、背割り後のせき髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などにつきまして、定期的に調査を行い、その結果を公表する」。

②といたしまして、「厚生労働科学研究において、と畜処理工程における枝肉などのSRM汚染防止措置の評価方法を開発し、と畜場における実用化を進める」、ということで、次の措置を講じようと考えております。

「その他」でございますけれども、「中間とりまとめ」の3-3-2-3というところで、「SRM除去によるリスクの低減」というところに記載されておりますが、「ピッシングの扱いについては、今後その廃止も含め、更に検討する必要がある」と指摘されております。

このことを踏まえまして、厚生労働省におきましては、既にピッシングを中止したと畜

場での事例を整理いたしまして、都道府県等に対し、情報提供を行い、と畜場におけるピッシングの中止への取組みの指導を推進しますとともに、と畜場の現状を踏まえつつ、引き続き中止の方針で検討を進める」ということでございます。

寺田委員長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から。

伊地知大臣官房参事官 それでは、農林水産省関係の部分、5ページでございます。「飼料規制の実効性確保の強化について」ということございまして、まず「現状」でございます。

飼料につきましては、BSEまん延の原因となります反すう動物に対する反すう動物由来たん白質の給与を排除するとともに、飼料への交差汚染による反すう動物由来たん白質の混入を防止する観点から、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「飼料安全法」と略させていただきます）に基づきまして、反すう動物を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質を含んではならない等の成分規格が定められているところであります。

この成分規格の実効性を確保するため、飼料安全法第3条第1項に基づきまして、飼料の製造、保存、表示それから使用について次のような基準が定められております。

まず、飼料の製造についてでございますが、反すう動物を対象とする飼料には、ほ乳動物由来たん白質等を用いてはならない。

飼料の保存につきましては、ほ乳動物由来たん白質を含む飼料は、反すう動物を対象とする飼料に混入しないように保存しなければならないとなっております。

飼料の表示につきましては、ほ乳動物由来たん白質等を含む飼料は、反すう動物に対して使用してはならない旨を表示しなければならない、となっております。

飼料の使用につきましては、ほ乳動物由来たん白質等を含む飼料は、反すう動物に対して使用してはならない、ということになっております。

これらの飼料の規格、それから基準の遵守を図るために、飼料の輸入、製造、販売、使用等に関わる者に対しまして、独立行政法人の肥飼料検査所、それと都道府県が飼料安全法に基づきまして、監視、指導を行っているところであります。

次に、「課題と今後の措置」でございます。

貴委員会の「中間とりまとめ」の「4 結論（5）」におきまして、「BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のBSE牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証され

るよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である」との御指摘をいただいたところでございます。

飼料規制につきましては、これまで、反すう動物に対して反すう動物由来たん白質が給与されることのないよう、交差汚染の防止も視野に入れました上記の規制措置を講じまして、その実効性を確保するため、特に交差汚染の可能性が高い国内での飼料製造段階それから動物性たん白質飼料の輸入段階で重点的に検査をしてきているところでございます。

しかしながら、我が国におきまして、BSE発生状況を踏まえまして、BSE感染因子である異常プリオンの伝播を防止して、国内におけるBSEの根絶を図るためには、海外からの飼料輸入段階、それから国内の飼料販売段階、また、それから、国内の飼料の使用段階におきまして、飼料規制の遵守に係る検査・指導体制を一層強化することが必要だというふうに考えております。

このため、新たに、次のような飼料規制の実効性確保を強化するための措置を講ずることとしたいと考えております。

まず1点目が、「輸入飼料に係る交差汚染の防止」でございます。

輸入飼料につきましては、成分規格の遵守を徹底するための検査・分析を強化することとして、以下の措置を講ずることをしたいと考えております。

まず、動物性たん白質である魚粉等につきましては、引き続き動物検疫所による輸入検査を適確に実施をすることとしたいと考えております。

それから、その他の飼料につきましては、輸入事業者による届出事項の拡充によりまして、輸入飼料の原材料を把握した上で、肥飼料検査所が検査分析を行って、成分規格違反があった場合には、回収・廃棄等の措置を講ずることによりまして、その他の輸入飼料への反すう動物由来たん白質の混入防止を徹底をしてまいりたいと考えております。

2番目が、「販売業者における飼料の保存に関する規制の徹底」でございます。

飼料販売業者において飼料の保存に関する規制を徹底するために、販売業者に対する遵守状況の確認を強化することといたしまして、次のような措置を講じたいと考えております。

まず、飼料を農家に対して直接販売する小売店につきましては、飼料安全法に基づく届出を義務づける。このことによりまして、飼料販売段階における飼料規制の監視対象を拡大をしたいと考えております。

次に、飼料の保存の方法の規制につきまして小売店を含む販売業者に対する周知・徹底の強化を図ることと、都道府県による立入検査等を強化することによりまして、飼料販売

段階における反すう動物向けの飼料への反すう動物由来たん白質の混入防止を徹底をしたいと考えております。

それから3点目でございますが、牛の飼養農家における飼料の使用に関する規制の徹底でございます。牛の飼養農家におきまして飼料の使用に関する規制を徹底するために、地方農政局等による巡回点検等の機会を活用いたしまして、飼料規制について農家に対する周知・徹底の強化を図ることとともに、都道府県による農家に対する立入検査等を強化することによりまして、農家段階における飼料の誤用・流用を防止したいと考えております。

4番目は、「その他」でございます。

トレサビリティにつきましては、昨年12月から個体識別情報の記録等の生産段階における措置が施行をされたところでございます。更に、本年の12月から牛肉への個体識別番号の表示等の流通段階におきます措置が施行されることとされておりまして、その確実な実施に向けた準備を推進をしたいというふうに考えております。

それから、リスク牛の検査につきましては、平成16年度から死亡牛検査の全都道府県におけます実施体制が整備されたところでありまして、我が国におけるBSEの汚染の程度を把握するとともにBSE対策の有効性について検証するため、引き続きリスク牛の検査を行うこととしたいと考えております。

松本大臣官房参事官 続きまして、BSEに関する調査研究後について両省の部分を併せて私の方から御説明申し上げます。

まず「現状」でございます。3年前の平成13年9月に国産牛初のBSE感染が確認されます以前から、厚生労働科学研究及び農林水産省プロジェクト研究におきまして、検査方法の検討、サーベイランス等を実施してきております。国産牛におけるBSE発生を機といたしまして、と畜場におけます高感度迅速検査方法の開発、BSE発生のメカニズムの解明のための動物接種実験の実施、食肉等への異常プリオンたん白質汚染防止方法の検討など、BSE対策に必要な研究を厚生労働省と農林水産省が連携して推進してきております。

「課題と今後の措置」でございますが、まず「BSE検査法の開発」ということで、「中間とりまとめ」の「4 結論(3)」におきまして、「検査法については、今後とも改良が行われるべきものと考えられ、検出限界の改善や、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべきであり、その中で20ヶ月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価について、今後さらに検討を進める必要がある。」と指摘されております。

この指摘を踏まえまして、引き続きこれらの異常プリオンたん白質検出技術の高度化について検討いたしますとともに、農林水産省プロジェクト研究におきましてBSEの生前検査法の開発を進めていくこととしております。

次に、「SRM汚染防止措置の評価方法の開発」でございます。

「中間とりまとめ」の結論の(4)におきまして、「と畜場等における適切なと畜・解体の実施を通じて交差汚染を防止することは人のBSE感染のリスクを低減する上で重要である。このため、引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築するべきである。」と指摘されております。

このことを踏まえまして、引き続き厚生労働科学研究におきまして、SRMによる枝肉等の汚染防止措置の評価方法の開発について検討を進めております。

3番目の、「動物接種試験の継続等」でございます。

「中間とりまとめ」の「3-3-4 管理措置オプションによるリスクの増減」というところで、「今後とも定量的なリスク評価の試みは引き続き行われるべきであり、また、我が国をはじめとして諸外国で現在進行中の経口摂取試験の成績等について引き続き情報収集及び検討に努めるべきである。」という指摘もありますし、結論の(2)に、「検出限界程度の以上プリオンたん白質を延髄門部に蓄積するBSE感染牛が潜伏期間のどの時期から発見することが可能となり、それが何ヶ月齢の牛に相当するのか、現在のところ断片的な事実しか得られていない。」と指摘されておりますし、「5.おわりに」に、「厚生労働省及び農林水産省においては、BSEに関して科学的に解明されていない部分について解明するため、今後より一層の調査研究をするべきであり、そうして得られた新たなデータや知見をもとに適宜、定量的なリスク評価を実施していく必要がある。」ということ書かれております。

このことを踏まえまして、引き続き厚生労働科学研究におきまして、動物接種試験等BSEに関する研究事業を継続しますとともに、農林水産省プロジェクト研究におきまして、牛への経口接種試験を行い、異常プリオンたん白質の蓄積メカニズム化の解明の研究を進めているところであります。

寺田委員長 よろしいですか。

伊地知大臣官房参事官 ちょっと補足的に、今回の諮問、国内措置につきましては、私ども、米国産牛肉の輸入問題とは別問題であるということと、あと、日米協議の結果、具体的な対応が必要になった場合には、改めてその措置等については、諮問をさせていただ

きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの厚生労働省、農林水産省からの両参事官の説明につきまして、何か御意見あるいは御質問ございましたら、よろしく願いいたします。

中村委員 1つだけちょっと、意見は申し上げますけれども、簡単なことを教えてほしいんですけども、資料の、今、ほ乳動物由来たん白質は、反すう動物だけではなくて、豚とか鶏へも与えないという規制になっていると思いますが、あれは、飼料安全法に基づく規制ではないんですか。

伊地知大臣官房参事官 飼料安全法に基づく規制でございます。それに基づきまして、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令というのがございまして、それで規定をしております。

中村委員 そうですか。ここにはそっちの方は書いていないというだけの話ですね。

伊地知大臣官房参事官 はい。

中村委員 それで、プリオン専門調査会に付託するということになるんだろうと思いますけれども、ちょっと私の感想というか意見を申し上げますと、率直に言って、非常にすっきりしないというのが感想です。

というのは、なぜ今日諮問なのかということは、何回かの、勿論意見交換会 10月初旬の回数を経て、それが終わったらということだったと思いますけれども、この間に、環境が大分変わりました、自治体が独自に全頭検査をやると、それについては国が100%補助をするということで、しかもそれが、大体3年続くというようなことが言われているわけです。勿論、これは手続的にはこれからの話だと思えますけれども、多分、それは間違いなだらうと思います。

そうすると、今のような状況が、しばらく続くわけです。国内の措置としては。私は、それ自体は別に反対ではなくて、むしろそれはある程度一定の期間をおいて説明をする時間を取った方がいいというのは、むしろ私自身も思っていたわけですから、それはいいんですが、期間は別ですよ、勿論1年がいいのか2年がいいのか、3年がいいのかというのはわかりませんが、3年ということであれば、それなら諮問していただくのは、2年ぐらい経ってから諮問していただいたらいいのではないかと、2年半ぐらい経ってから、こういう見直しをしますよと諮問をしていただいたらいいのではないかと思うんです。

それがなぜ今かということ、先ほど、これは国内措置に限るとおっしゃいましたけれども、やはりこれは日米協議のことが念頭にあって、つまり、日本側のバリアというか壁を低く

する、アメリカに対しては、同等の措置を求めるわけですから、それを低くしておいて、それで日米協議をやりやすくするという以外にないだろうと思うんです。それであれば、私は、きちんとしたプリオン専門調査会の報告書が出ているわけですから、それをしかもいろいろ引用なさったように、それぞれの項目について、きちんと事実関係は出しているわけですね。ですから、それだったら、厚生労働省、農林水産省が、その報告書を踏まえて、管理措置として、SRMの除去の改善とか飼料規制の強化とかは私はおやりになればいいのではないかというふうに思ったんですね。検査月齢の変更は、法律上諮問事項でしょうから、これは2年後くらいに諮問してくれば良い。

それから、どう工夫しても、日米協議でいろいろ知恵を出し合って工夫はされるんだろうと思いますけれども、アメリカは、恐らく今日本が、これから継続して、もう実質継続して行われる全頭検査などというのは飲みっこないので、そうすると、これはどうしたって二重基準になりますね。ダブルスタンダードになりますよ。それで、ダブルスタンダードになるということが、わかりきっているにもかかわらず、食品安全委員会に何かこちらの方のお墨つきを必要とするというのが、何かこの委員会なりあるいはプリオン専門調査会をそのために使うというふうな気持ちがちょっと感じられて、やはりそういうやり方というのは、ちょっと私には釈然としないという気がいたします。

もし、これで諮問を受けて、プリオン専門調査会に下ろす、それで形式的に、これは恐らく別に反対する理由はないわけですから、「中間とりまとめ」の内容そのものが諮問に表現されているみたいなものですから、これはおかしいよというものはないので、それは仮に形式的にそういう手続を取るとするならば、ただ、これはアメリカ産牛肉のやがて、今おっしゃったように輸入再開についての条件を諮問なさるときに、一応こちらの方の形式をきちんと整理をしておくという意味で、それはお受けしてもいいかなというような気が私にはしております。

ただ、いずれにしても、全体として、何か非常にそういう点がすっきりしない、それは、この2、3週間の間に情勢がかなり変わって、実質的には、全頭検査継続と、それは勿論自治体で手を挙げていないところはあるかもしれませんが、いや、うちはまだそんなことおかまいなしに、20ヶ月以下は検査しませんよなんていう勇気のある自治体が出てくるとは思えないので、恐らく全国的にそれは今のような条件が継続されると思いますよ。そういう中での諮問ということで、ちょっと形式は形式として、実態上、私は釈然としない、これは私の意見で、勿論、ほかにいろいろな意見もおありかと思えますけれども、私は少なくともそう思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

これに対して何かお答えがありますか。

松本大臣官房参事官 なぜ、この時期の諮問かというお尋ねと、この食品安全委員会への諮問ではなくて、リスク管理機関として独自にやればいいのかというお尋ねであろうかと思えます。まず先ほど申し上げましたように、3年前の混乱した状況といえますのは、私もいろいろなところで、リスクコミュニケーションを行っておりますけれども、3年前の9月、10月というのは、デパートの地下の食肉売場で、豚肉、鶏肉のところは人だかりがしておるのに、牛肉のところはがらがらであったと。この全頭検査が始まりました10月18日、くしくも私はたまたま焼肉屋にいましたけれども、私を入れた2人組と、5、6人のもう一組しか客がおらずにがらんとしておったということで、非常に混乱しておったという時期であります。

こういう混乱のときに、消費者の不安を抑えるということもあって、当時としては、ヨーロッパ並の30ヶ月齢でもいいのではないかという話もありましたけれども、混乱の沈静化ということで、全頭検査を始めたとき、そのときには、牛の月齢等もよくわからなかったところがあります。

それから3年経ちまして、牛の月齢も把握できるようになり、かつ350万頭の検査があって、その21ヶ月齢、23ヶ月齢が出てきたというのは、これは全頭検査の成果であると思えます。また、この時点で9頭のBSE感染牛が見つかったというのも成果であろうと思えますが、また、同じ事実として、20ヶ月齢以下のところは、見つかっていないというのも事実だろうと。そういうところを検証した報告書が出たところが、見直しのいい時期ではないかと考えました。確かに、いろいろなことを考えれば、もっと先で見直してもいいのではないかという意見もありますけれども、見直し時の消費者の心理部分等を考えると、結局、先延ばししたその時点で、同じような議論が出てくるのではないかとことが考えられます。

また、全頭検査をやるということについての予算補助につきましては、食品安全行政は、科学的合理性を基礎としてやるべきだということと、全国的に一律の基準であるべきだと思っておりますけれども、今回、諮問するところは、全国での基準ということですが、科学としては、理解したとしても、なかなか消費者の方々の、国民の方々の、頭で理解することと実際の行動の方に乖離があって、その部分を埋めるものとして、自治体の方で独自の検査をおやりになるということについては、一定の理解をいただく期間の経過措置であろうと考えて、今回、そのような経過措置を取るということに考えたわけ

でございます。

この委員会への諮問というのは、月齢見直しにつきましては、厚生労働省関係の牛海綿状脳症特別措置法施行規則第1条に、現在0ヶ月とあり、そこを変更する必要がある、食品安全基本法に、そういう変更をするときには、諮問するという事項に入っておりますので、諮問せざるを得ないということでございます。

以上であります。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたも御意見ございませんでしょうか。

小泉委員 この諮問の説明のところの2ページ、「と畜場」から、(2)の前までが非常にわかりにくいんですね。といいますのは、「と畜場における」の3行目から非常に強い不安があったから考慮して全頭検査を開始したと言いながら、全頭検査をやめて、その4行ほど下、21ヶ月齢で区切るというようなことが書かれているので、ここにいわゆる政治的なものと科学的なものがごっちゃになっているように思われます。

そこで、この不安に対して、適切な不安解消がなかなかされないの、そこでまた政治的な、その1行下の「必要な経過措置を講じる」というふうに書かれているように解釈できるんですね。むしろ、このと畜場の3行目は、当時は、日本でまだ科学的検証もなされていないし、それからトレーサビリティもできていないと、そういう情報もないといった中で、まあ、それならば、世界が行っている30ヶ月齢以上あるいは24ヶ月齢以上で検査してもいいのではないかという話が出たと思うんですね。しかし、今言ったように、科学的な情報もないし、トレーサビリティもないということで、全頭検査に踏み切ったという方がわかりやすいんですね。そういった中で、今は情報もあるいは科学的事実もわかってきたので、21ヶ月以上とするという、説明の方が私には非常にわかりやすいように思います。ここに政治的な問題と科学的な問題が非常にごっちゃになっているように思います。

それからもう一つ、この諮問の両大臣から寺田委員長あてに出されている中には、この(4)までですが、ページ4のところ、と畜方法のピッシングの問題がありますね。これについては、今後、できるだけそういった廃止も含め、検討するというので、ピッシングについては、科学的に評価する必要はないと確認させていただいてよろしいでしょうか。この4つの中に入っていないように思うんですが、最初の諮問文の中に、SRMの除去と飼料規制と、研究推進だけですね。

松本大臣官房参事官 それ(ピッシングの問題)については、特定危険部位SRMの除去の徹底というところの中に含むと厚生労働省では考えておるところでございます。

小泉委員 では、含むと解釈してよろしいんですか。

松本大臣官房参事官 はい。

小泉委員 わかりました。

寺田委員長 ほかにございますか。

寺尾委員 これは、この管理措置の食品健康影響評価という諮問で、その点につきましては、こちらのプリオン専門調査会でやるんですけれども、これは中間とりまとめに沿ったような諮問ですので、大きな問題はないんだらうと思うんですけれども、その先、この諮問にのっかって、管理をやる場合に、今やられている人的な投入とか、そういうものを更に強化するのをお考えなのか、ということと、もう一つは、研究を更に進めるという話がございますね。これは研究費をもっと増やすのか、あるいは従来やってきたのをそのまま期間を長くするのか、どのようにお考えなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

松本大臣官房参事官 これは具体的に、人的な部分がどうなるかということについては、また今後検討する必要があるかと思います。また、研究につきましては、物によっては増やす必要があれば増やしますし、あるいはもっと別の方向で検討すべきだということが出れば、そちらの方向に研究方向を変えるということはあると思います。とりあえずは、今までのところで、まだ成果も十分出ていないところがありますので、それは引き続き継続していくということで考えております。

寺尾委員 わかりました。

伊地知大臣官房参事官 農水の関係で、研究費の関係で、5か年計画で15年から19年度までということで86億1,000万の予算を確保しております。基本的にはこれでやる予定にしております。更に必要であれば、そこはその時点で検討していく必要があると思います。

寺田委員長 よろしいですか。

寺尾委員 研究については、従来の期間を更に延ばしていくという話で、人の投入云々というのは、これから様子を見てと、わかりました。

寺田委員長 どうぞ。

中村委員 要するに、この月齢を変える規則ですね。それは勿論諮問をする項目であるということは承知しておりますけれども、私が申し上げたのは、つまり、それはだから、諮問は必要なんだけれども、何も今でなくてもいいのではないかと、つまり現状そのまま続くわけだから、もうちょっと時間をおいてからやったって、ちっとも構わないのではない

か。そして、その間に、恐らく一般の人とかあるいは業者の人とのコミュニケーションというのはもっと深まるわけだから、むしろその方がいいのではないかと、そして、それがなぜ今かということをおはさっき申し上げただけで、それはあえて繰り返してみたいになりませけれども、皆さんは、その日米協議とは関係ないと、これは国内措置だとおっしゃるけれども、それは全く関係ないことはないんですよ、やはり。

ですから、そここのところは、余り形式的に言われたい方が私はむしろいいのではないかなというふうに思います。そういう意味で、今、これでプリオン専門調査会の方々に、いまの段階で何回も御苦労をかけるというのは、本当に何というか忍びない。つまり、「中間とりまとめ」の内容そのものを言ってみれば、少しずつ抜き出して、それは勿論文句の付けようがない、大変結構なことですよ。

であるならば、それでさっき申し上げたのは、とりあえずそういうことでいいのであれば、別に管理部門でおやりなっただけよかったのではないかとという意味を申し上げただけです。

寺田委員長 よろしいですか。今の中村委員の御不審な点というのはそういうところにあったということで、法律上は、もし変えるのだったら諮問していただかないといけないというのは、委員の方は御存じだと思います。

見上委員 いろいろ前後の文章を見ていくと非常に理解できるんですけども、ちょっと2ページの「BSE検査の検査対象21ヶ月以上とする」というのは、21ヶ月がピンポイントなのか、30ヶ月だって21ヶ月以上です。

寺田委員長 失礼いたしました。どうぞ。

本間委員 あえてお尋ねいたしますが、今、特定危険部位の除去というのがかなり説得力を持っていると私は感じておりますが、これの日本の技術水準、それから実施状況、これはどの程度という意識を持っておられましょか、あるいは何かの調査結果をお持ちかどうか。

松本大臣官房参事官 このと畜解体における人の技術が、先進国と違いますか、アメリカ、ヨーロッパから入ってきたのをまねてやっているということで、技術的水準には遜色ないと思います。しいて言うのであれば、背割り前のせき髓の吸引除去というのは、ヨーロッパの方でもやっておりますし、その部分はと畜頭数のほぼ9割でやっておりますので、むしろ日本の方が進んでおるのではないかと思います。ただ、ピッシングにつきましては、ヨーロッパの方は全面禁止ということですが、我が国においては、161あると畜場のうち、平成3年の時点ではまだ全部やっておりましたけれども、10月17日付

けの通知で、管理基準を示しピッシングを中止するように指導してきました。以後、約3割のところ中止いたしました。ただ、中止した後、作業中、放血のところ等で事故があって、また、ピッシングを再開したということも現実にはありますので、作業員の安全・衛生の確保を図りながら現場の方々に十分理解をいただきながら、ピッシングの中止の方向で進めていきたいということは考えておりますが、もっともっと力を入れていくべきだろうと考えております。

本間委員 それで、一般の消費者レベルで、危険部位の除去ということに対する安心感、理解度というものは、かなりのレベルまで行っていると認識されておられますか。

松本大臣官房参事官 まず、と畜場での作業そのもの自体が多くの国民の目に触れておりませんので、なかなか言葉で説明しても難しいということもありまして、理解がどの程度かという、まだまだ不十分だろうと思っています。

それで感じましたのは、8月までの段階で、現在の牛肉の安全対策、BSE対策について御説明したときに、特定危険部位、SRMの除去については、言葉だけで説明しておりましたときに、その部分についてフロアの一般の方々からいろいろの御意見、十分よくわからない方の御意見なり疑問等がありました。

それで、9月以降、実際のスライドを使って、背割をどうやっているか、特定危険部位をどうやって除去しているかを生々しいスライドですけれども、それをを用いてやりました後は、特定危険部位の除去についての質問は各段に減りました。それによっては、もう少し国民の皆さん方に、その(SRM除去)重要性というのを理解していくための、もっとわかりやすい資料を提供して理解を求めていく努力が必要だろうという具合に考えております。

寺田委員長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。これは、中村委員も言われましたように、この委員会で検討し出したのは、本当に自発的に日本におけるBSE対策ということを検討してきたわけです。ここに来て、12月23日、アメリカの問題が起きました。全く関係ないとは言えませんが、その後、この委員会としては、日本の国内の問題ということはずっとやってきたんです。けれども、現実には、日米交渉にも影響を与えるということがありますので、これは全然関係ないとはいえず、本当に言われるとおりですね。なかなか全然関係ないとは言えないところはあると思うんですね。

しかし、農水省が言われましたように、日米のことで、米国のことに関しましては、恐らく法律で何も決まっているわけではないんですけれども、改めて、ここの委員会にリスクの評価の依頼をすると、再開するに当たって、そういうことを言われました。ちょっ

と日本の対策をしている立場のこの委員会の評価は、これは国内のものであって、アメリカの評価はそれに影響をうけるけれども、アメリカの状態をもう一度ここでちゃんと評価しなくてはいけないというところです。国内の評価とアメリカの評価が全く同じだということではないと思っています。特に、アメリカのいろいろな管理状態というのは日本と違ってきますし、それからサーベイランスも違いますから、そういうことも含めまして、いろいろな問題を含めまして、こちらで評価する。また、実際に評価依頼があるようですね。そういうことになると思っております。

それからもう一つ、あと、この経過措置というのを聞かれるのは、正直のことを言いまして、確かに私も少々ひっかかっているところがあるんですけども、それが国民の、まだ今のところ国内の管理がかわってもその内容が理解を得られていないということで、どのぐらいの期間が本当に必要なのか、新聞によりますと3年間だとかであります。もし変るとしたら、できるだけ早いところ国民の理解を得るようにしなくてはなりません。これは食の安全の問題で、安心という科学的な問題と別個といいますか、それにちょっと離れたところにある問題がありますので、できるだけ早いところ国民の皆さんの、こちらの言い方に賛成してくれというのではなくて、事実をきちっと理解していただくということに努力を続けていく必要があります。それができなかった場合、それはそれとして、またそのときで考えるより仕方がないと思います。3年間か余り長いこと待つのはまた、私の立場から言うと、まずい言い方もわからないけれども、まあ、できるだけ御理解を得るようにしたいなというふうに思っていますけれども。

何かありますか。これは、次のプリオン専門調査会におきまして、プリオン専門調査会で中間報告にのっとしてここで、例えば、管理のやり方やSRMの除去の仕方のコンプライアンスだとか、それから、死亡牛のことをきちっと、本当にサーベイランスを本当に言われてたとおりでできるのか、いわゆるコンプライアンスで遵守できているかどうかということはどういうふうに担保するのかとか、そんな話が多分出るのではないかと思います。

それから、管理の問題ですから、できることとできないことがあって、ピッシングの問題なども言われましたように、できるだけSRMの除去、あるいはそれはどのぐらいの問題にしているのかということは大変大事なことなので、そういうことも含めまして、日本の現場のとさつ場における状況を考えながらそこはやらざるを得ないだろうと思います。よろしく願いますということになると思います。

中村委員 今、委員長が言われたみたいに、つまり、あくまで国内のBSEに対しての検証として始めて20ヶ月以下というのは、なかなか検出が難しいとか、そういうようなこ

とを事実関係として出したということが、結果的に、日米交渉のときに、日本側のそのバリアをその分だけ下げて、つまり、当初から日本は大臣などが言われていたみたいに、日本と同等の措置を講じてくれなければ輸入は再開できないということを伝えていたわけですが、今度、同等の措置が、大分今度低くなったというところに、利用というところとちょっと言葉は余りよくないかもしれませんが、結局、その事実が、そういうふうに使われているということで、決して無関係ではないというふうに私は思っていますので、そのところは、あくまでそれは事実関係として出しているだけで、委員会自体が検査を除外してもいいとか、そういうようなことは全く報告書にも書いていないし、そのところをうまく交渉のときにでも頭に入れてやっていただければなという気持ちです。

寺田委員長 どうぞ。

寺尾委員 先ほど、中村先生はダブルスタンダードっておっしゃいましたけれども、私はこれはダブルスタンダードではないと思うんですよ、正確には。ですから、余りそういう言葉を使わない方が私はいいような気がします。

中村委員 それはだから、アメリカから輸入のルールが決まった時のことですよ。決まったときに、恐らく、だってアメリカからの輸入はまず、どういうふうにするかわかりませんが、20ヶ月以下の若い牛は、多分検査を除外しても、輸入をするということになると思いますね、日本に入ってきたときに。それは私は、だけど日本の消費者にとって、それはとまどいになりませんか。

寺尾委員 それはありますよ、当然。

中村委員 だから、そのことを言っているわけです。

寺尾委員 ただ、スタンダードという言葉は、非常に強い言葉ですよ。必ず守るべきことですから。ですから、意味はよくわかるんですけども、安易にダブルスタンダードという言葉は私は余り使わない方がいいのではないかと、世の中はおっしゃいますけれども、厳密な意味では、私はダブルスタンダードではないと思うんですけども。

見上委員 ダブルスタンダードという英語をどうやって訳するかの話があるけれども、そうしたら、二重基準と言ったらいいんですか、同じだと思うんですよ。

寺尾委員 同じですよ。基準という言葉を使ってはいけないと思う、基準という言葉は使わない方がいいのではないかというのが私の意見です。

見上委員 どうして、アメリカの牛に対して検査しなくていいというふうに仮になったとして、どうして日本のものはやるんですか、おかしいでしょう、それは。

寺尾委員 ですから、やってもやらなくてもいいと認められるということ、やらなくて

も認められるということ、だから、スタンダードではないと思う。そういうわけです。

見上委員 それは、言葉の遊びであって、こういう公式の場で、とやかく言う話ではないと思いますよ。

寺尾委員 遊びではないですね。厳密な言葉の使い方という。

見上委員 そうしたらどういう言葉がよろしいんですか。

寺尾委員 それはちょっとわかりません。言葉は。

寺田委員長 基準というのは基準値だとか、そういう法律で規定するような言葉という意味なんですか、そうですか。

寺尾委員 守らなければいけないそういう意味ですから。基準というのは。

中村委員 その難しい学界の用語の定義というのはよく実はわかりませんが、でも、やはり守らなければいけないことでしょうかね、いずれにしても。最低限、言葉を割合広く解釈するとそうなるのかもわかりませんが、やはり守らなければいけないことなんです。私どもで議論するよりも、行政の方が。

松本大臣官房参事官 諮問して検討をお願いしておりますけれども、仮に、この21ヶ月齢以上となったときに、21ヶ月齢以上については、必ず検査をしなければならないということになります。それ以外、要するに、20ヶ月齢以下のものについては、検査をしてもしなくてもいいと、ただ、自治体の方がマーケットでの混乱を防ぐとか、あるいは安心という付加価値を付けるということで、独自におやりになるということについては、費用がかかるでしょうから、経過措置として補助いたしましょうということです。安全という点においては、我々としては21ヶ月齢以上というところを基準としてBSE検査を命ずるということであり、それによって基準は1つということになります。

寺田委員長 言葉のことはよくわからないから、多分、使う場合によって法律上での基準という言葉はあるんでしょうね、多分。

松本大臣官房参事官 21ヶ月齢以上の牛は検査しなければならないということですが、20ヶ月齢以下の部分については、検査をしてもしなくても構わないということです。

ですから、21ヶ月齢以上の牛について、現在、今回お願いしている諮問の考え方としては、21ヶ月齢以上の牛については、検査をしなければならないということになります。

寺田委員長 どうぞ。

小泉委員 これは、最初の21ヶ月齢以上というのは、法律的な基準ですよ。この経過措置というのは安心基準みたいなものですよ。基準という言葉をあえて使えば、安心の

ため。だから、法的な問題ではないですよ。ということは、ここは管理の側の問題なんです。ですから、ここに書く必要は私はなかったのではないかと、それは厚生労働省が勝手に、というちょっと失礼ですけども、されることであって、我々食品安全委員会が科学的に評価する問題ではないと私は思います。

松本大臣官房参事官 この部分は全く管理側の話でありまして、食品安全委員会の方にお願いすることではありません。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

伊地知大臣官房参事官 1点訂正させていただきたいのですが、研究費の方でちょっと勘違いしておりまして、先ほどの予算は、15年度と16年度分が8億6,100万で、それ以外に、別途、試験研究機関の施設整備がございます。それが約70億、大体80億ぐらいだと思いますが、後で正確な数字をまたお知らせさせていただきたいと思います。

寺田委員長 よろしく願いいたします。研究費で、結果がでるのはちょっと長いような話ですけども、それは是非続けてサポートしてあげるようお願いいたします。

ほかにございませんか。次は、これをプリオン専門調査会で、検討していただくことになるわけですけども、そのときに、委員会から説明できなかつたら困りますので、場合によっては、また諮問された方に来ていただいて、プリオン専門調査会の先生方にも直接説明していただくことになるとは思います。そのときはよろしく願いいたします。

それでは、これをプリオン専門調査会で審議するという事にいたします、よろしゅうございますか。

中村委員 まあ、いいです。私は余り、あくまで今の段階では、あえてそんなことまでする必要はないのではないかと思います。そういう意見もあったということ、では、ひとつお伝えしていただいた上で。

寺田委員長 それでは、どうもありがとうございました。

次のところに入りまして、「酢酸 - トコフェロール」につきまして、厚生労働省から、説明をお願いいたします。

松本大臣官房参事官 それでは、資料の1の2枚目のところで食品健康影響評価ということをお願いしておりますけれども、食品衛生法第10条の規定に基づきまして、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として「酢酸 - トコフェロール (d体及びdl体に限る。)」というものを添加物として新たに定めて、併せて同法第11条第1項の規定に基づいて、規格基準を設定するということをお願いしたいということでございます。

詳しい資料につきましては、資料 1 - 3 でございます。

「1. 経緯」でございますけれども、保健機能食品でありまして、カプセルとか錠剤のような薬によく似た形のものでございますけれども、通常の商品形態ではない食品に用いられる添加物の指定の指手続につきまして、薬事・食品衛生審議会の答申に基づいて、平成 13 年 3 月 27 日の第 115 号の食品保健部長通知で「指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている」ということでございます。

今般酢酸 - トコフェロール (d 体及び dl 体) というところで、d 体というのは、旋光性という右回りか左回りというのがありますけれども、dl 体というのは、d 体と l 体が混合したものでございますけれども、以下酢酸 - トコフェロールと言いますが、それについて事業者の方から要請が提出されたわけでございます。

このことから、食品添加物の指定等の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法にのっとり、本委員会に食品健康影響評価を依頼するものであります。

酢酸 - トコフェロールというものでございますけれども、トコフェロールというのはビタミン E ということで、歴史的にはビタミン E の欠乏した餌を与えたマウスが妊娠しないということで、妊娠に係る物質だということです。トコスというのがギリシャ語で子を産む、フェロスというのが力を与えるということで、妊娠に絡むものだということですけれども、実際は抗酸化作用で活性化酸素の消去ですとか、あるいはそれを通じまして、生体膜の安定化作用ということで、体のすみずみで働いているというビタミンでございます。そのビタミン E の誘導体、トコフェロールのところに 1 個酢酸基がくっ付いているものでございます。

トコフェロール類といたしましては、そこにありますように、既に dl - トコフェロール、既存の添加物として dl - トコフェロール、dl - トコフェロール、dl - トコフェロールということでありまして、

今回の酢酸基が付いたものにつきましては、栄養強化目的で使用されておりますけれども、上記のトコフェロール類とは異なりまして、食品中における抗酸化作用は認められておりません。

米国とか EU では食品成分といたしまして、栄養強化、要するにビタミン E の補給ということで用いられております。

本品は添加物ということとして扱われておりませんので、FAO/WHO の合同食品添加物専門家会議におきまして、安全性評価も行われていないということでございます。

ただ、一言申し上げますと、我が国においてまだ酢酸 - - トコフェロールが添加物として認められていないので、添加物として認めてほしいということで要請が上がってきたということでもあります。

寺田委員長 何か質問とかいかがでございますか。

本間委員 もう一回説明していただきたいのだが、あえて ということで選ばれたのはどうしてですか。

松本大臣官房参事官 私も詳しいことは知りませんが、このトコフェロールの一番端のところに、構造式のところで のところがあって、 の部分に酢酸基がくっつくという形で合成されるというように聞いております。

本間委員 では、ほかの ということに関しては、まだそういうふうな知見がそろっていないということになるんですか。

松本大臣官房参事官 とか について、申請は上がってきていない。合成されるのかどうかについては、手元に資料はありません。

寺田委員長 ほかにございませんか。それでは、これは私ども添加物専門調査会で審議させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

肥料「鉍さいりん酸肥料」「腐植酸りん肥」に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の手续が終了していますので、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料 2 - 1 と 2 - 2 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

資料 2 - 1 の最後のページを見ていただきますと、本件に関する時間的な経緯が書いてございます。本件につきまして、本年 7 月に食品健康影響評価の要請がございまして、そのうち肥料・飼料等専門調査会における審議を経まして、9 月 16 日の本委員会におきまして、この専門調査会における調査審議の結果を基に、意見・情報の募集をしてもよろしいかどうかをお伺いしたところでございます。

お許しをいただきまして、9 月 16 日から 10 月 13 日まで意見・情報の募集をさせていただきましたが、結果といたしまして、意見・情報は提出はされませんでした。

これに基づきまして、肥料・飼料等専門調査会の座長は、原案どおりの食品健康影響評価でよろしいのではないかと御判断をいただきまして、10 月 18 日付けで委員長あて

に審議結果の報告をしたものでございます。

内容について、既に一度御説明をしておりますので、簡単に説明させていただきますが、
鉍さいりん酸肥料というのは、鉄を鋼に変えるときの工程の中で、りんを取り除くという
工程がございますが、その工程で出る鉍さいを原料として、りん酸、けい酸、アルカリ分
等の成分を肥料として用いるために、製造されるものであります。

もう一つの腐植酸りん肥と言いますのは、これはもともと石炭のような炭化した植物質
を酸で処理抽出をして、そこから出てまいりました腐植酸を基に、成分として含まれるり
ん、あるいはほう素、マンガン、その他の成分を肥料として利用しようというものでござ
います。

資料2 - 2は、本件についてよりわかりやすくするために、りん酸質肥料、鉍さいりん
酸肥料及び腐植酸りん肥、鉍さいりん酸肥料は新しく規格を設定するものでありまして、
腐植酸りん肥については、上の段に掲げられているのを下の段のように変えるということ
でございます。

含有すべき主成分の最小量というのは、肥料として効果のある成分ということで、これ
は今回の食品安全委員会における評価の対象ではございませんで、右から2番目の含有を
許される有害成分の最大量というところが議論になったところでございます。

新たに設定される鉍さいりん酸肥については、このように設定をする一方で、腐植酸り
ん肥については、ニッケルとクロムについて新たな有害成分の最大量の規格を追加して規
定をしているというところが異なっているものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

寺田委員長 いかがでございましょう。ただいまの説明に関しまして、何か御意見ござ
いますか。よろしいですか。

それでは、この肥料鉍さいりん酸肥料及び腐植酸りん肥につきまして、肥料・飼料等専
門調査会におけるものと同じ結論ではございますが、「適切に使用される限りにおいて、
食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる」ということでよろしゅうござ
いますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に添加物専門調査会における審議状況についてでございますが、事務局か
ら説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本件はイソプロパノールという食品添加物を香料の目的で使用することについての食品健康影響評価でございます。資料3を1枚めくっていただきますと、添加物専門調査会において御議論いただきました審議結果の案がそこに添付をされております。

「背景等」のところで書いてございますが、平成14年7月に厚生労働省におきましては、国際的に安全評価が終了して、かつアメリカとかEUとか先進諸国で広く使用が認められていて、必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業からの指定要請を待つことなく、国が主体的に指定に向けた検討を開始するという方針を示してありまして、今般、この条件に該当するものとして、香料として用いられるイソプロパノールということについて、厚生労働大臣よりお尋ねのあったものでございます。

本品は3.に書いてありますように、比較的単純な構造のアルコールでございまして、安全性につきまして、遺伝毒性あるいは12週間の反復投与試験及び繁殖試験、催奇形性試験等が行われております。

催奇形性試験においては、催奇形性は認められないということございまして、遺伝毒性についても、遺伝毒性はないということになっております。

実際に本品につきましては、本品及びその酸化代謝産物、アセトンになりますけれども、もともとこれは生体の中に広く含まれる成分でございまして、本品の形態、あるいは代謝産物の形態で比較的早く代謝をされていくものでございます。

このようなことを基に、一番最後のページをごらんいただきますと、香料の評価に当たっては、構造クラス分類というディシジョン・ツリーをあらかじめ設けてありまして、これによりますと、黒で濃くなっておりますが、スタートの最初のところでクラス分類が一番安全な部類に属するものとして分類をされるものでございます。

2ページの下から3行目辺りから、摂取量の推定というのがされておりますが、比較的このものにつきまして、添加物として使用される量が多いということございまして、実際に食品中から摂取されているだろうという量と比べてほとんど同じくらいの量が、もしこれを使用してもよいということになると、摂取することになる可能性があるという分析はされております。

ただ、これらのことを踏まえても、専門調査会においては、生体成分であるということもあって、安全性については、問題がないのではないかと御結論になっているわけでありまして、3ページの10に書いてございますが、これは代謝的には体内動態に関するパラメーターについては、非常に個人差があるということが書いてございますけれども、4ページに「香料として使用される量（濃度）程度のイソプロパノールを含む食品を日常の

食生活において摂取する状況は、この仮定と大きく異なり、また経口摂取の場合、イソプロパノールは消化管内での抱合及び肝臓における初回通過効果による代謝を受けることから、体内でイソプロパノール濃度が非常に上昇するとは考えられない」ということになってございます。

この中で「仮定とは大きく異なり」と申しますのは、年間使用量から見て、実際に人間がどれくらい食べているかというのを推定をするわけですが、その総量が2ページの下から3行目辺りから書いてございますが、「本物質の年間使用料の全量を人口の10%が消費していると仮定する」J E C F A の P C T T 法による1995年の年間使用量調査に基づく米国及び欧州における一人一日当りの推定摂取量はそれぞれ」というような記載がございませぬが、このような摂取量と比べてという趣旨でございませぬ。

評価結果といたしましては、4ページの11のところでございますように「イソプロパノールは、生体内において特段問題となる遺伝毒性はないと考えられる。本物質の想定される推定摂取量はクラス1の摂取許容量を超えているが、適切な安全マージン100を上回っており、また、本物質及びその代謝物は、生体成分に代謝され、かつそのレベルは生理的範囲を著しく超えることはないと予測されることから、本物質を食品の着香の目的で使用する場合にあっては、安全性に懸念がないと考えられる」という評価結果になっているものでございませぬ。

本日お許しいただければ、本日から4週間の意見・情報の募集に入らせていただきたいと考えておりまして、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

寺田委員長 ただいまの説明に関しまして、どなたか御意見、質問などございませぬか。

本間委員 国際的に広く使われている香料が日本で認められていないということにおいて、こういうふうなものをなるべく早く認めるということは、非常に必要なことだと思っております。

御説明の中で2ページ目の一番下のところで、今触れられた部分だと思っておりますけれども、日本での推定摂取量ということ想定するときに、どんなもので推計材料とされるのでしょうか。

村上評価課長 本品は食品中に広く含有される成分でございませぬが、特に量的に多いのはビールとトマトのたぐいでございませぬが、ビールの中の含有量が数ppmということでありますので、それから計算すると、ビールからだけでも相当摂取しているということになります。

平均摂取量とその食品中の濃度から計算すると、7割くらいはビール系で摂取する形に

なろうかと思えます。

そのようなことから食品中の含有量と食品中の推定摂取量から計算して、この程度なら当たっているんじゃないかという推定をしていただいたものと思っております。

本間委員 通常の我々のいろんな食事を含めた摂取の集計値をもって推計の根拠としているという。量的にはそこになります。

村上評価課長 勿論、食品からの摂取量の総計を推定してということでございます。

本間委員 わかりました。

寺田委員長 ほかにございませんか。これは安全の評価とは関係ないんですが、せっかく参考資料5ページに書いてくださった alcohol dehydrogenase がアセトンになる系と、そのままイソプロパノールが母乳に出る、それから消化液、呼気、尿、どのくらいのパートになっているかわかりますか。この線の太さがそれに大体相当しているという話ですか。急に言ってお答え出来ないかもしれませんが。

村上評価課長 確認して、追加的に記載するようにいたします。

寺田委員長 ありがとうございます。人によって差があると書いてありますが、多分 alcohol dehydrogenase とかがいろいろ違うからじゃないでしょうかね。ほかがどんなものが興味がありましたのでお聞きしました。

それでは、本件につきまして、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

次に「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」、農林水産省の栗本衛生管理課長よろしく願いいたします。

栗本衛生管理課長 それでは、御報告をさせていただきます。資料4を用意させていただいておりますので、御覧ください。

国内で14例目になります。そして死亡牛検査では3月に確認されました牛に続いて2頭目ということになりますが、BSEと診断された牛がおりましたので、御報告させていただきます。

記のところを御覧いただきたいと思えますけれども、品種はホルスタイン種、雌で48ヶ月齢です。

北海道河東郡鹿追町で飼われておりまして、16年10月11日に十勝家畜保健衛生所の検査でエライザ陽性となりまして、これが11日です。翌日、動物衛生研究所へ運ばれまして、13日の深夜、結果が出ました。ウェスタン・ブロットの結果が陽性ということで、この結果につきまして「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会プリオン病小委員会」の先生方に会議を開くという形ではございませんで、お一人ずつごらんいただ

きまして、確認をしていただいて、その結果を判定していただきました。

この時点では、免疫組織化学的検査の結果が出ておりませんでしたけれども、判定の仕方はウェスタン・ブロットか免疫組織化学的検査かどちらかが陽性であれば患畜という考え方でございますので、この段階で患畜と決定をいたしまして、必要な防疫措置を取らせていただいております。

現在、疑似患畜の特定ですとか、飼料の調査等、北海道の方で進めていただいているという状況でございます。

私の方からは以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。何か質問どうぞ。

見上委員 免疫組織化学検査の結果はわかっているんですか。

栗本衛生管理課長 陽性です。

寺田委員長 私の方から、大変申し訳ないですけれども、ここにデータを出される時には、ウェスタン・ブロットとか一応ルーティンになっておりましても、まだ日本の中では数が少のうございますから、データをワンセットいただきたいと思います。ウェスタン・ブロットとか、今の委員の話だとか、抗体は何を使ったかとか、コントロールは何をやってどうだったかというのは、後から全部 14 例を横に見るときに比べられるかどうかわかりませんが、日本におけるいろんなことを考える上で非常に大事です。このことは、私はいろんなところで言っているんですけれども、是非お願いいたします。

栗本衛生管理課長 画像そのものをお示しした方がいいですか。

寺田委員長 ええ。ウェスタン・ブロットで、実際に 1 のレーンは何で、コントロールは何で、ネガティブ・コントロールはどうしたかとか、エライザのものをそのまま使ったのか、使わなかったのかをきちんと記載したのを見たいと思います。

そんなことはないと思いますけれども、抗体は何を使ったかということを書いておかないと後から比べられないし、コントロールは何を使って、その濃さが後で比べられるのかどうか、そういうことはひょっとしたら必要になってくるかもわかりません。貴重なサンプルなので、是非それをお願いしたいと思います。

見上委員 もう一つ、死ぬ前の牛の症状だとか、その辺は結構重要で、新聞によるとこれはおぼれて死んだと聞いたんですけれども、要するに窒息死ですね。そういう情報があればと思います。

栗本管理衛生課長 今ウェスタン・ブロットの画像とか、組織像をお渡しできるように状況で準備しておりませんので、これは後ほど提供させていただきたいと思いますが、症

状につきましては、ある程度私どもも情報を聞いておりまして、乾乳牛でございまして、自家の放牧場に放牧されていたということで、10月の5日か6日ごろから少し寝起きが不自由だったという状況だったようです。

当日、8日の日に死亡が確認されていますけれども、放牧場に行ったら、頭を小川にひたしていて、もう既にかなり腹も鼓腸していた、ガスがたまったような状態だったということで、鼓腸によるものか、若干その獣医さんも迷われたようですけれども、とにかく頭を川にひたしていた状態だったということで「窒息死」という診断をされたようでございます。

寺田委員長 勿論BSEの専門家でもないし、獣医さんでもないので、間違った質問かもしれませんが。しかし、何か感じとして、ヨーロッパなどはBSE特有な症状を出しているのが多いと言うんです。日本の場合は案外少ないんです。だから、それが不思議でしょうがないんです。臨床症状のクライテリア、これはこんなところで言うことではないかもわからないですけれども、クライテリアが違うのかどうかとか、そういうこともちょっと気になります。わかる範囲内で結構ですから、特に死亡牛の場合などでも、情報があつたらこういうところで言ってもらって、ちゃんと書きとめておいた方が資料として後から役に立つと思います。

もう一つ聞きたいのは、これは死亡牛ですから、ほかの臓器は取っていませんか。小腸とか回腸とか。

栗本管理衛生課長 部位を今、私確認しておりませんが、動物衛生研究所の方が採材に行っておりますので、必要な材料は保存できているのではないかと思います。

寺田委員長 引き続きこれもやっておられると思うんですけれども、熊本のは1999年生まれだったかな、これは2000年ですね。1996年に生まれたクラスターと、今問題になっている21、23のBSEの若年牛と別なクラスターがここにあるかどうか。

そのために、どこでどういうふうに例えば飼料にコンタミしたとか、そういうことは農林水産省の委員会で、今回のことを受けて、またやり直すとか、もうちょっと待った方がいいとか、どういうスタスを取っておられるんですか。

栗本管理衛生課長 今、委員長から御指摘のありました12例目の熊本でのケース、これが平成11年7月3日生まれなんです、今回のものが12年10月8日生まれということで、8例目、9例目を除きますと、今まで大体平成7年の12月から8年の4月くらいというところで固まっていたわけですが、確かに若干時期がずれています。

熊本のもは、7例目までのデータで、疫学検討チームの方で詳しく検討していただき

ました結果の中でも、九州に 1988 年頃にイギリスから輸入してきた牛がいて、その牛がもし感染牛だったとすれば、九州である程度の頭数が出る可能性があるということ、当時の感染経路検討チームの方々のシナリオの中に入っていた部分が 10 例目だったのではないかというふうに考えられております。

いずれにしても、最初のところは 7 例までまとまったので、それを基に疫学的な検討ができたんですが、その後は少しずつデータがまだ十分ではないのでできないんですけども、私どもの省内に感染経路究明チームというのがもともとありまして、それが少しメンバーが代わったりいたしましたので、15 日の日にそのメンバーに集ってもらいました。飼料の調査については今までと同じように詳しく、交差汚染の可能性も含めて調べるということは引き続きやりますけれども、ある程度集まってきたら、そのチームを中心に考えて、更に疫学的な検討ができるような情報が集まりましたら、検討していただくということを考えております。

中村委員 出生地は北海道ですね。さっきの熊本のは九州ですか。

栗本管理衛生課長 はい。

中村委員 奈良のがありましたね。

栗本管理衛生課長 13 例目が奈良で、これは導入元は北海道です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにないですね。よろしく願いいたします。

そのほかにはございませんでしょうか。議事はこれで終わりですね。ございませんか。

齊藤事務局長 特にございません。

寺田委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。委員の先生方は特にありませんですね。これをもって食品安全委員会の第 66 回の会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、10 月 28 日木曜日 14 時から開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、10 月 25 日月曜日 14 時から遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催。

10 月 28 日木曜日 16 時から微生物専門調査会が公開で開催される予定となっております。

また、10 月 27 日水曜日 13 時 30 分から「食の安全・安心フォーラム in 千葉」が開催される予定となっておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。